

令和4年度 第12回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和5年3月27日（月）			
開 催 場 所	新庁舎3階 監査室・議員控室			
開 催 日 時	令和5年3月27日 午後 1 時 30 分 開 会			
	令和5年3月27日 午後 3 時 40 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠 席 委 員 番 号	2 番	平安山 良也		
議事録署名委員	1 番	米須 清和	4 番	大竹 恭弘

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和4年度 第12回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 2番 平安山 良也（へんざん よしや）委員は欠席の届出により7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名し

	たいと思いますが異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には大城 智葉(おおしろ さとよ)さん、議事録署名委員には、1 番、米須 清和(こめす きよかず) 委員、4 番、大竹 恭弘(おおたけ やすひろ)委員を指名します。
議 長 (日程第 2)	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 (日程第 3)	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告 1 令和 5 年度面接・総会予定表について 報告 2 農地貸付希望のお知らせについて 報告 3 2022 年度 農業委員会 業務必携 報告 4 その他の報告
議 長 (日程第 4)	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 6 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 6 2 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 6 3 号 非農地証明願いについて 議案第 6 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 6 5 号 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について 議案第 6 6 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等(案)について 以上です。

	本日の提案された議案第 6 1 号から第 6 6 号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが 3 件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 45 分 再開 午後 1 時 53 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 6 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題とします。なお、本議案の整理番号 2 番には 與那嶺 清(よなみね きよし) 委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。最初に、議案第 6 1 号「農地法第 3 条許可申請について」整理番号 2 番について審議・採決を行います。與那嶺 清委員は退席をお願いします。 (與那嶺 清 委員退席) 與那嶺 清 委員が退席されましたので、議案第 6 1 号「農地法第 3 条許可申請について」整理番号 2 番について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 6 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 2 番について説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 6 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 2 番についての内容を説明) 事務局といたしましては、3 ページにあります【別添】「3 条調査書」

		のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。
議	長	ただ今、事務局説明がありました議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番について異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 議事が終了しましたので、與那嶺 清 委員に対する議事参与の制限を解除いたします。 (與那嶺 清 委員 着席) 続きまして、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 それでは、私のほうから議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。お手元の資料1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番についての内容を説明) 事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番について質疑はございませんか。
		(質疑なし)

議 長	議案第 6 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 6 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 6 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について説明いたします。お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 6 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 3 番についての内容を説明) 事務局といたしましては、4 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 6 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 6 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については、農地法 3 条で農地 1, 5 0 5 m²を所有権移転し、本部町にて 5, 4 7 1 m²の利用権設定を同時に行い、計 6, 9 7 6 m²の農地を耕作予定の新規就農者で、令和 5 年 3 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。

議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」3番について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」3番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号3番について異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。お手元の資料1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」4番についての内容を説明) 事務局といたしましては、5ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番については、現在、本部町で4,280㎡を耕作しており、今回取得する農地969㎡と合わせて計5,249㎡の農地を耕作する新規就農者で、令和5年3月22日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。

	以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」4番について質疑はございませんか。
委 員	当初基盤法で申請が出ていて、3条に切り替えたということだが、基盤法で該当しなかった内容について説明をお願いします。
事務局	人・農地プランや認定農業者に、面積が1,000㎡に満たないものは許可が難しいという理由で、本人も納得の上、3条に切り替えました。
議 長	議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」4番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第62号「農用地利用集積計画の意見決定について」議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第62号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 6ページをお開き下さい。(議案書読み上げ) 7ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が2名、利用権の設定等をする者、貸付人が2名です。 設定筆数は計10筆、合計面積7,542㎡(内6,670)㎡です。使用貸借が10筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 8から9ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人5名、譲渡人6名、所有権移転は売買が9筆、贈与が9筆、計18筆で合計面積23,484㎡となっています。こちらも詳細についてはお目通し下さい。

		(議案書に基づいて議案第 6 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係の内容を説明) 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議	長	ただ今、事務局説明の説明がありましたが、議案第 6 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」について質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 6 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 6 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 6 3 号「非農地証明願いについて」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから議案第 6 3 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 1 0 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。 以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第 6 3 号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。
		(質疑なし)

議 長	議案第 6 3 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 3 号「非農地証明願いについて」については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 6 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 6 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 11 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 6 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 6 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 6 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」令和 5 年 3 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委 員	現況「畑」で、始末書もいらないくらいではないかと思うが。
事 務 局	入り口部分と門扉、また中もプランターなど置いて車の出入りがある。始末書をつけてもらっているが、県への進達の際に「始末書は取下げてください」と言われることもある。

議 長	議案第 6 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」異議は ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第 6 4 号「農地法第 4 条の規 定による許可申請について」については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 6 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画書の変更につ いて」について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 6 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画 の変更についての意見決定について」について説明いたします。 お手元の資料 1 2 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 6 5 号について内容を説明) ここで資料確認の為、休憩をお願いします。
議 長	それでは資料確認のため、休憩します。
	休憩 午後 2 時 38 分 (資料確認及び議案第 6 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更につ いての意見決定について」説明) 再開 午後 2 時 52 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、 議案第 6 5 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定 について」質疑はございませんか。
委 員	無断転用の是正でかなり前から動いており、すでに 2 回農業委員会で 否決された案件。そのときと内容は変わっていないように思うが、何度 も否決されているのにそのまま何度も審議する意義は。
事 務 局	内容を是正しており、立面図と求積図を添付している。
委 員	この案件は農家の方が畑の一角に農業用施設を、というわけでは無く、 もともと無断転用していたもっと大きい施設を半分壊して面積を小さく して申請されているもの。これを甘い認識で認めてはいけないというこ とで何度も否決されている。内容が変わらないまま何度も申請されてい

	て、どう対応したら良いか分からない。
事務局	現場での是正としては天地返しをして面積として認められない部分はしっかり畑として使い、資材も撤去して是正がみられている。しっかり現場確認をした上で添付資料も全部追加し、今回議案としてあげている。除外ではないので。用途変更として挙げている。
委員	私から見ると数字あわせのために木を植えただけにしか見えないが、農家の方から見るとこれは畑という認識になるのか。今後も違反する可能性はないのか。
委員	ここで細かい審議するよりも、もう全体見直しに入るので全体見直しで審議してもらったほうが良いのではないかと。本来は県に聞くと、違反転用なのでそもそも検討すらされない案件。H21に用途変更されているが、手続きが完了されていない状態。
議長	議案第65号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は、多数決で採決したいと思います。可決に賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手 0 人)
議長	議案第65号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」については反対多数にて否決されました。 続きまして、議案第66号「令和5年度 最適化活動の目標の設定等(案)について」審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第66号「令和5年度 最適化活動の目標の設定等(案)について」を説明いたします。お手元の資料15ページをお開き下さい。 (議案書を読み上げ)
議長	ただいま事務局から議案第66号の説明がありましたが、質疑はございませんか。
委員	沖縄は昔から財産を守りたい気持ちで、もう畑をやらないのに農地を手放そうとしないからどんどん遊休農地が増えてしまう。これでは景観も悪くなるし、農業委員会としてもうちよつと知恵を絞って遊休農地解消にむけた助言とか、そういうことをやっていかないといけないのではないかと。
委員	広報等で遊休農地解消事業の呼びかけをして、誰もいなかったから次年度の予算要求をしていないということだと思うが、年度途中からでも事業利用できるようにしてほしい。
委員	区長会にでも一言言って、事業の周知を図った方がよいと思う。まずは

		実績を作らないと。
議	長	議案第 66 号「令和 5 年度 最適化活動の目標の設定等（案）について」について異議はございませんか。
		（異議なしの声あり）
議	長	議案第 66 号「令和 5 年度 最適化活動の目標の設定等（案）について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

[illegible]

